

平成 22 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 クラレ  
代表者名 取締役社長 伊藤 文大  
コード番号 3405  
上場取引所 東証第一部  
問合せ先 経営企画室 IR・広報部長 中山 守弘  
TEL (03) 6701-1070

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 4 月 30 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

当社株式の流通の活性化を促進し、投資家層の拡大を図るため。

(2) 変更の内容

単元株式数を 500 株から 100 株に変更する。

(3) 変更予定日

平成 22 年 7 月 1 日（木曜日）

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うもの。

(2) 変更の内容

(下線部は変更部分)

現行定款	変更後
第 8 条（単元株式数） 当社の単元株式数は <u>500 株</u> とする。  （新設）	第 8 条（単元株式数） 当社の単元株式数は <u>100 株</u> とする。  <u>附則</u>  <u>（単元株式数に関する経過措置）</u> <u>第 8 条の変更は、平成 22 年 7 月 1 日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のとおりとする。</u> <u>第 8 条（単元株式数）</u> <u>当社の単元株式数は 500 株とする。</u> <u>なお、本附則は、第 8 条の変更の効力発生後これを削除する。</u>

以上